

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会（第77回）議事録

第1 開催日時及び場所

平成29年2月7日（火）14時00分～14時54分

於・総務省 第1特別会議室（中央合同庁舎第2号館 8階）

第2 出席した委員（敬称略）

辻 正次（部会長）、大谷 和子、川濱 昇、関口 博正、長田 三紀、
三友 仁志、山下 東子

第3 出席した関係職員等

富永 昌彦（総合通信基盤局長）、巻口 英司（電気通信事業部長）、
秋本 芳徳（総合通信基盤局総務課長）、竹村 晃一（事業政策課長）、
安東 高德（事業政策課企画官）、藤野 克（料金サービス課長）、
内藤 新一（料金サービス課企画官）、東 政幸（情報流通行政局総務課課長補
佐（事務局））

第4 議題

1 諮問事項

ア 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電
気通信設備に関する接続約款の変更の認可（平成29年度の接続料の
新設及び改定等）について【諮問第3091号】

開 会

○辻部会長　それでは、定刻になりましたので、ただいまから情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会第77回を開催いたします。

本日部会には、委員8名中7名のご出席の回答いただいておりますが、ただいま長田委員と関口委員がこちらに向かっておられて、若干遅れられると連絡をいただいておりますが、一応定足数が達しておりますので、このまま開催させていただきたいと思っております。

議 題

(1) 諮問事項

ア 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（平成29年度の接続料の新設及び改定等）について【諮問第3091号】

○辻部会長　それでは、お手元の議事次第に従いまして議事を進めてまいりたいと思っております。本日の議題は、諮問事項1件でございます。

それでは、諮問第3091号「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（平成29年度の接続料の新設及び改定等）」について、総務省からご説明をお願いしたいと思います。

○藤野料金サービス課長　料金サービス課の藤野でございます。

お手元の資料、資料77-1が全体の概要をご説明しているものでございますので、こちらに即してご説明させていただこうと思っております。

本日諮問させていただきますのは、NTT東日本・西日本の平成29年度の接続料の設定を行う接続約款の変更についてでございます。既存の接続料の改定と、それからNGNに関して新しく設けた機能の接続料の新設と両方ございます。

資料77-1の表紙をめくっていただきますと全体像というのが1ページにございます。①から④とございますけれども、この接続料の算定の仕方によりまして、この4つに分けてご説明させていただこうと思っております。

まず概要をご覧くださいますと、最初の①にございますのが、実績原価方式に基づく接続料の改定とありますが、接続会計に基づいて、実際のコストに基づく接続料を算定していただくというものでございまして、具体的には加入者回線のドライカップと、それから専用線や公衆電話の機能などについてのものがございます。

それから②とありますのが、光ファイバのアクセス系のところの接続料でございますけれども、こちらは将来の予測値に基づいて算定しているものでございまして、実は昨年に平成28年度から平成31年度のものについて一回認可を全部行ってございます。本日諮問させていただきますのは、このうちの平成29年度の接続料について、この見込み値と実績値の乖離がございまして、その乖離額の調整に係るものでございます。

それから③、こちらはNGNの関係の接続料でございます。既存の機能の接続料の改定とそれから新設のものと両方ございます。こちらの算定の仕方は、1年間の将来の見込みで算定するものでございまして、既存の接続料については、事後の精算等はないわけですけれども、新設のものについては、事後の精算が予定されております。これについても後でご説明させていただきます。

それから④は、長期増分費用方式、いわゆるLRICと言われているものですが、このやり方に基づいて算定した接続料の改定でございます。従来からあります電話の接続料の主要な部分です。交換機のコスト、あるいは交換機と交換機間の伝送路のコストなどをモデルで算定いたしまして、接続料として設定しているというところでございます。こちらの改定についてでございます。

この1番から4番。いずれも平成29年度の接続料についてということで、順次ご説明させていただこうと思います。

2ページは目次となっておりますけれども、3ページをご覧くださいますと、ここから制度等の概要についてご説明しております。電気通信事業法第33条の規定に基づき、接続約款をNTT東日本・西日本で定めていただきまして、これを総務大臣が認可するという事になってございますので、この認可の是非についてご審議いただくということでございます。

まず、ちょっと飛びまして7ページの実績原価、いわゆるヒストリカルコストというふうな言い方をしておりますけれども、これに基づいて算定している接続料についてご説明させていただきます。電話などで使うメタルのアクセス回線に接続料を設定してい

る、いわゆるドライカップの接続料についてでございます。こちらは、昨年度平成28年度の接続料に比べまして、コストの減少があるものの、それを上回る需要の減少があるということで、接続料の設定としては全体として上昇傾向にございます。また、平成27年度の赤字分について調整する調整額というのがこちらに入ってきますけれども、こちらが増加しているということで、これも増加要因になってございます。

申請者におきましては、この調整額について、想定されるものを全て平成29年度につけるのではなくて、この一部のみを今回平成29年度分の調整額として接続料につけて、繰り延べをするということで申請が行われております。そうするとこの平成29年度、具体的にはこの金額がトータルで、東日本で1,629円、NTT西日本で1,598円と今回設定されておりますけれども、これが、では平成30年度はどうなるんだということが心配になる方もおられると思うんですが、平成30年度は、現在のところ、減価償却につきまして、定率法から定額法に見直す効果がそれなりにあるということで、調整額を繰り延べした上でも平成29年度とほぼ同水準になるだろうと。これ需要動向に激変があると変わってくる可能性はありますけれども、そういった状況がない限りはおおむね平成29年度と同水準の1,600円台の前半ぐらいになるのではないかとこの見込みを申請者から伺ってございます。

8ページをご覧くださいと思います。ただいまご紹介しましたのは、メタルの回線をそのまま使うという場合のドライカップでございましたけれども、こちらは電話と重畳させて使ういわゆるラインシェアリングと言われているものの形態による場合の接続料でございます。

(関口委員、ご入室)

こちらは、アクセス回線自体は基本料としてNTT東日本・西日本が利用者の方から直接回収されておりますので、こちらで接続料の費用の対象となるのは、追加で必要となるMDFが主たるものとなります。こちらについては、平成28年度と比べまして、おおむね同水準。NTT東日本では98円、西日本で108円というふうに設定されてございます。

それから、9ページは、今回のヒストリカルコストのうち専用線の接続料の改定に関してご説明しているもので、先ほど申し上げたような需要の減少というのが、コストの減少を上回る率で来ているということで、接続料の全体としては上昇傾向にあるという旨をここでご説明してございます。

(長田委員、ご入室)

NTT西日本では、若干コスト自体も増えているというのがございまして、そういった事情はございますが、全体としては幾らか平成28年度と比べて接続料は上昇しているということでございます。

こちらの9ページの下半分では、今申し上げました専用線の接続料について、具体的なメニューから一般専用の3.4kHzのもの、それからデジタルアクセスの64kbpsのものについて、メニューをご紹介します。それぞれ、一般専用の3.4kHzにつきましては、NTT東日本が11,482円、西日本で、14,967円。それから、デジタルアクセスの64kbpsにつきましては、東日本で10,857円、西日本で14,153円と申請がされてございます。

それから10ページをご覧いただきたいと思います。こちらは公衆電話、それからデジタル公衆電話の発信機能の接続料についてのご紹介でございます。こちらはコストの削減の努力をしていただいているわけですが、需要がそれを超えて減少しているということで、接続料の金額としては上昇しているというものでございます。

こちらは、公衆電話の接続ですので、固定発携帯着の場合等ですが、これを発信して、例えばNTTコミュニケーションズ、あるいは携帯電話の各社、そういった事業者の皆様が支払うことになるものでございます。公衆電話の発信機能。左の下のほうでございますけれども、こちらが平成29年度の設定の料金。それからデジタル公衆電話が右側になりますけれども、こちらに設定された料金をご紹介します。

それから、11ページをご覧いただきます。こちらは、接続に伴って生じる工事や手続に関して設定されている工事費や手続費の申請内容についてご紹介してございます。作業単金がNTT東日本ではやや上昇。それからNTT西日本ではやや下がっているわけですが、その中で工数、作業時間についてはおおむね同水準ということで、こちら下の方の表に掲げてございますけれども、平成28年度と比べて若干増、あるいは減というような形で、設定されてございます。

続きまして12ページから、アクセス系の光ファイバの接続についてご説明させていただきます。13ページをご覧いただきたいと思います。こちらは、先ほど申し上げましたように、平成28年度から平成31年度までの接続料が、昨年の段階で一旦全て認可されてございますけれども、平成29年度の接続料につきまして、平成27年度における収入とそれからコストの見込み値、それと実際の実績値において差があったという

ことで、一旦認可したものでございますけれども、ここに調整を加えて料金の改定を行うというものでございます。

もともと見込み値は平成27年度の上期のものから、平成27年度の収入と費用の差額の予測をしていたわけですが、結果としましては、コストや自己資本利益率は予測よりも下がっていたものの、自己資本比率が上がったと。厳密に言えば他人資本比率が下がっていたということなのですが、そのため接続料が若干上昇ということになってございます。

1 芯まるまる使うシングルスター方式の接続料で申しますと、NTT東日本で変更後は2,953円、NTT西日本で3,159円ということで、それからシェアドアクセス方式については、その下のほうにございますが、NTT東日本で2,490円、NTT西日本で2,553円というものでございます。

この加入光ファイバの接続料の近年の動向、それから平成31年度までの動向について、グラフでご紹介しますが、14ページでございます。基本的に下げていこうということで、努力していただいているもので、平成31年度までこれで額を決めているわけですが、平成29年度について、今申し上げたような事情から、それぞれ一旦認可した接続料から、さらに変更しようということで申請がされているものでございます。

15ページは、今申し上げた内容について、もう少し内訳、それから要因についてご説明したものでございます。ご説明した内容、先ほど申し上げたものと同じでございます。自己資本比率の上昇というのが、今回上昇の要因となっているということでございます。

それから16ページの図。これは、シェアドアクセス方式の光ファイバの接続料について、今申し上げたところというのは、アクセス系の光ファイバの中のどこの部分に当たるのかということをお示したものでございます。この赤になっているところで、局から、局外スプリッタで分岐するところの手前まで、ということになってございます。

それから、17ページから、今度はNGNについて、接続料を改定、あるいは新設しているものについてご説明させていただきます。18ページをご覧いただきたいと思えます。こちらちょっとわかりづらいかもしれませんが、NGNの全体像となってございますけれども、この中で、真ん中のところで赤の破線で囲っているところがございます。こちらが、今回新設された接続料の関係でございます。もともとこれもNTT東日本・西日本のほうで「優先転送サービス」という呼び方で、ソフトバンクと交渉されて、設

定されていた部分がございますけれども、こことNTT東日本・西日本自身のサービスとなっている同様の部分、ここをまとめて、2つの機能に分けて、接続料を設定していただいております。

このうち、音声を中心にこのNGNを活用しようということを想定したものでございますけれども、データ利用でもございますけれども、特に音声利用を中心として、パケットに優先順位をつけるというふうなことを収容ルータで行うということで、その分の機能が、下のほうにありますけれども、優先パケット識別機能と呼んでいるものでございまして、優先順位をつけられたパケットを伝送する部分。ルータで伝送する部分を、優先パケットルーティング伝送機能と呼んでございます。そのそれぞれについて、今回接続料が設定されているものでございます。

19ページ、20ページは、NGNの図全体の話になりますが、共用設備のコスト配賦についての、従来からの考え方を改めてご説明しているものでございます。19ページは、これは各機能に、共用設備に係るコストを配賦する際に、QoSの換算係数を用いているということをご紹介しています。

このページの下半分のほう、最優先で流すのか。高優先で流すのか、優先あるいはベストエフォートで流すのか、によって重みづけをつけて、1.20 : 1.16 : 1.00ということで、コストの配賦を行っているということでございます。こちらは、通信品質を確保するためには、それに必要な帯域については、帯域の上乗せをして管理しているというふうなことを考慮したということで、現在のNTT東日本・西日本の考え方でこのような算定の仕方をとっているということでございます。

それから20ページ目でございますが、こちらは「帯域換算係数」と呼ばれているものでございます。例として、左下、図が描いてございますが、中継ルータから、このメディアゲートウェイや網終端装置を抜けていくトラヒックにして考えた場合、左側の場合、このポートからこのメディアゲートウェイに行く部分というのが、1ポート当たりで、例えば1ギガ流していたと。そして右側のほうは10ギガ流していたとすると、これは1 : 10になるわけですが、これはこのままがコストの比率になるわけではございませんので、これについて、これまで収容実績のあるルータの価格を基にして、帯域とコストの関係式というのを推定して今のような1 : 10で使われている場合には、一番下のほうにありますけれども、東日本の場合は、1 : 2.6、あるいは西日本の場合は1 : 2.4というような重みづけをしてコスト配賦をしていますということをご説

明しているものでございます。

具体的な接続料のご説明に移りたいと思いますが、21ページ、ご覧いただきたいと思えます。先ほど申し上げました、新設された2つの機能。優先パケット識別機能と優先パケットルーティング伝送機能の内容と図をご紹介しますけれども、内容は先ほど申し上げたようなところでございます。

22ページをご覧いただきたいと思いますが、今回の機能の接続料の設定に当たりましては、重要部分について、これまで交渉に当たってこられたソフトバンクの予測に係る通信量を基本として算定しているということですので、実績においてどうなるかということこれから見て、接続料を事後的に再計算して精算するということになってございます。

具体的な金額が23ページでございます。上のほうが、優先パケット識別機能です。どれを優先パケットにするかということ、収容ルータで判別する機能でございすけれども、こちらについては、1契約単位、つまり1利用者、エンドユーザーというふうに考えていただいていると思えますけれども、月額でNTT東日本で2.01円、NTT西日本で1.88円となっております。

それから、優先パケットルーティング伝送機能です。こちらにつきましては、1Mbit単位で料金が出ていますけれども、電話で使われる場合ということ想定しまして、参考で掲げていますけれども、これを200kbpsで3分間音声通信をした場合どうなるかということで、額を出してございます。東日本の場合で1.28円。それから西日本で1.36円となります。NGNと接続して、電話のサービスを提供する場合には、この接続料だけですと非常に安いんですけども、これに加えて実際には、県間伝送路を使うこととなりますので、そちらの費用の負担が生じる。それからゲートウェイルータのところでは、網改造料が生じることになってございます。

こちらの、一回飛んでいただいて55ページをご覧いただきたいと思いますが、これも非常にわかりやすいという評判の図ではないんですけども、右側のほうをご覧いただきますと、下のほうから、電話をかけていただくと、収容ルータ、中継ルータを通過して、右上斜めのほうに行きますが、県間伝送路を通過してゲートウェイルータを通過して、接続事業者のネットワークに行くんです。それから左のほうに行って、またおりてくるというふうなことになるんですけども、ここで今申し上げた収容ルータ、ここにある優先パケット識別機能を使って、その上の中継ルータのところまではルーティング伝送

機能の費用は払うわけですが、これに加えて右、斜め上に行くとき、県間の伝送路を使う。あるいは、そこから接続事業者を抜けていくときのゲートウェイルータを使うという。そういうことで、こういった費用というのも、ここで別途かかることになるということでございます。

それで、またもとに戻りまして、24ページに戻っていただきたいと思います。今まで申し上げたのは新設の機能の接続料でございましたが、24ページのほうで、既存の機能についてご紹介してございます。上からIGS接続機能。これはPSTN経由でNGNに接続する場合の機能でございます。それから収容局接続機能。これは収容局接続してネットワーク全体を使う場合の機能。それから中継局接続機能。ゲートウェイルータを接続して使うような場合。それからイーサネットの接続機能。これは今申し上げたNGNとは一応独立しているんですが、イーサネットでデータの伝送を行う場合のものでございます。

こちらは、現在接続事業者が使われているのは一番上のIGS接続機能だけございまして、上から2番目の収容局接続機能は実際には使用実績はゼロ、NTT東日本の利用部門だけが使っているという状況でございます。

上から3番目の中継局接続機能は、NTT東日本・西日本がお互いのひかり電話で接続して使っているのみというものになってございます。

それからイーサネット接続機能は残念ながら、NTT東日本・西日本も含めて利用実績がないという状況でございます。

これにつきまして、25ページのほう。それぞれの接続料の設定についてご説明させていただきます。IGS接続機能につきましては、これはコストの削減に努力していただいているのと、需要の増加があるので、こちらについては約3割の引き下げになっているという項目でございまして、3分当たり東日本で1.50円、西日本で1.93円になってございます。

そして、収容局接続機能と、それから中継局接続機能は、こちらは若干上昇となっております。こちらは、需要についてはほぼ横ばいでございますけれども、若干上昇となった要因としまして、共有設備のNGNに寄せていくこの配賦の割合が上がってしまった、これはどういうことかと申しますと、PSTNのD70交換機等を撤去していった関係上、建物や電力設備等共用設備のコストの配賦割合がNGNのほうに寄ってしまったというふうな効果がございまして、これについて接続料原価が増加しているという

ことでございます。

それからイーサネットは、需要増などを踏まえて減少しているということでございます。

26ページは、今申し上げたものの算定の根拠となるような各数字を並べてございます。

続きまして28ページから、長期増分費用方式に基づく接続料についてご説明させていただきます。29ページをご覧ください。GC接続料、IC接続料についてでございます。接続料と言えば、昔はまさにこのことを言っていたのですが、交換機を使う通信、つまり、通話にかかる接続料でございます。加入者交換機能の接続料は、GC交換機と接続する場合の接続料で、GC接続料となっております。

具体的には、GC接続料は、セットアップチャージの0.44691円と1秒当たり0.032989円から算定され、3分において6.38円でございます。対前年度比で5%強、上がっております。IC接続料は、加入者交換機と中継交換機、その間の中継伝送路に係る機能の接続料の合計でございます。3分において7.68円、やはり5%弱、上がっております。

GC接続料に係るコストは前年度から減になってはいますが、トラヒックも減となっており、具体的にはトラヒックが対前年度比11.9%減となっていることが、接続料の増加の要因になっているということでございます。

長期増分費用方式が導入されて以降の接続料の推移について、30ページにグラフでまとめてございます。長期増分費用方式は、平成12年の電気通信事業法の改正で導入されたものでございます。平成14年度の接続料が記されてございますが、一次モデルでは、その接続料を目指して徐々に下げていったということでございますが、その後、一度、二次モデルで上がって、三次モデルで下がるといったことになってございます。四次モデル以降は、一生懸命コスト減をしていくものの、需要減がそれ以上にあるため、徐々に増加傾向にあるということが、グラフから見てとれると思います。

31ページは、今申し上げた接続料の算定に関する内訳をご紹介します。

今回申請された接続料については、以上でございますけれども、これに関連しまして、あと2つご紹介したいと思います。

まず1つは、接続料の設定というのは、第一種指定電気通信設備接続料規則という省令にその算定方法が書いてあるので、これに即して行うものなんですけれども、この例

外について、同省令3条の規定に基づいて、許可申請がございます。これについてご紹介させていただきます。

33ページでございますけれども、許可申請が7件ございます。上のほうから申し上げますと、1点目ですが、非常に長い名前でちょっと読みづらくて覚えられない機能なんですけれども、「加入者交換機接続用伝送装置利用機能」というのが省令に規定されているのですが、これについて今回接続料の設定をしないということで、許可申請があります。

何かというと、D70交換機で通信を行うときに、接続点、POIで52メガあるいは156メガのインターフェースで来ているものを、これを変換しまして2メガのインターフェースにして、D70交換機に接続します。そのための装置でTCMという装置があるんですが、この機能について接続料を設定するように省令に書いてあるんですけども、現実にはこういった装置というのは、D70交換機がなくなったということで、不要になったため、誰にも使われません。これからも利用の見込みがありませんということで、接続料の設定をしないということで、申請があったものでございます。

それから2番目は、先ほどの調整額の繰り延べの関係でございます。ドライカップ等に関するものです。

それから3番目は、光ファイバ、一旦認可したものをもう一回修正しているということをご紹介しましたが、これについての許可申請でございます。

それから4番目。これはPHSの基地局回線についてです。これは基本的にメタルのアクセス回線と同等のものなんですけれども、これを機能として廃止して、現実にはドライカップを使っているということなんですけども、過去のPHS基地の回線管理機能について生じた調整額については、ドライカップで扱うことにしようということで、申請があったものでございます。

それから5番目。これはNTTで開発されたシステムだったんですが、費用が非常に高かったということで、これについては接続事業者の負担を求めないということになっているものについて、許可申請がありました。

それから6番目は、回線管理機能についてです。ラインシェアリングや光ファイバ等の間で、非常にでこぼこがあったというので、それを平準化させるための申請でございます。

それから、7番目の特設公衆電話に係る費用について。これは、公衆電話の接続料原

価の中で扱って算定したいということで、これも申請があったものでございます。

それから、最後でございますけれども、スタックテストの結果の概要について、ご紹介させていただこうと思います。35ページに概要がありますが、図を見たほうがわかりやすいかもしれません。36ページをご覧いただきたいと思います。こちらは、端的に言いますと、接続料による収入と、それから同じNTT東日本・西日本の利用者料金による収入、ここがあまり近かったり逆転したりしていると、競争阻害要因になるんじゃないか、プライススクイズになるんじゃないかということで、審査をすることになっているということをご紹介してございます。

その検証結果が、その次のページからございます。37ページでございますけれども、サービスごと、これはサービスブランドという呼び方をしていますけれども、やや大括りのサービスごとに、ユーザー料金の収入と接続料の収入の差分が2割を超えていなくてはいけないということでルールとなっているものでございます。

公衆電話や番号案内のように、あまり競争環境に影響がないものというものは、これについて見ないということになっているんですけれども、それ以外について出た結果はこうですということを表で示してございます。結論から言うと、この20%という基準は全てクリアしているということでございます。

それから38ページ、こちらはさらに細かいサービスメニュー単位で見たものでございますけれども、こちらは利用者料金と接続料の逆転がないということを検証するもので、こちらも基準の上では、全部クリアしているということでございます。

あとは、接続の概要、設備構成や算定の概要、設備構成について、参考資料にさせていただいておりますけれども、説明は割愛させていただきます。

以上、ご審議のほう、よろしくお願いたします。

○辻部会長　　どうもありがとうございました。

今回は、接続料に関する全ての改定の案と、それから先般新設されましたNGNに係る接続について、接続料を新設されたのでその考え方、あるいは具体的な接続料が出てきました。基本的にはコストの減少とトラヒックの減少というもののせめぎ合いということもありますので、これ基本的には変わっておりませんが、新しい優先接続等々につきまして、議論とかございましたら、お願いしたいと思います。

それでは、順にただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等をお願いしたいと思っております。

それでは、山下委員。

○山下委員　　2つほど意見と質問をしたいと思うんですけども、7ページと9ページの件になるんですが、7ページ。今回、わりと大幅な接続料の上昇というのがあるかと思うんですけども、これが平成30年度はこの平成29年度と同水準だというふうに課長からご説明いただきましたけれども、では、それ以降はどうなるのかというのが、多少心配な面がございます。この間定額法に移行したら、その効果は数年ぐらいはもつだろうというようなお話だったかと思うんですけども、そうすると、その間にもトラヒックは7%ぐらい毎年下がっていく。そうするとやっぱり接続料の継続的な上昇というのはもう避けられないんじゃないかと。今年、平成29年度は上昇。平成30年度は横ばいとしても平成31年度以降、非常にどんどんと徐々にたくさん水準が上がっていくんじゃないかというのが、心配といたしますか、どうなるのかという見通しを教えてくださいたいというふうに思います。

同じことが9ページの専用線についても言えるんですけども、ここでは東日本は6%台ですが、西日本の接続料が50%台の上昇ということになっております。こういう場合、専用線というのはそんなに一般消費者には直接影響がないのかなとも思うんですけども、銀行さんとかそういうのがお使いになっていると聞いたんですけど、こんなに上昇するんだったら、別の何か代替的なサービスに乗りかえるよというような手段が実際あるのかどうか。ないとしたらこれが回り回って消費者の何か金融サービスの何らかに転嫁されていくというようなことはないんだろうかというようなことを教えていただきたいというふうに思いました。

以上です。

○辻部会長　　どうもありがとうございました。

それでは、よろしく申し上げます。

○藤野料金サービス課長　　ありがとうございます。

どちらもメタルの回線が大きく関わってくるところだと思いますけれども、全体の傾向としては、どうしても需要の減少があるということは、どちらも言えているので、全体としては上昇の傾向になる可能性はかなりある。

今回の平成29年度、それから平成30年度は見込みで先ほど申し上げましたけれども、平成29年度につきましては、特にこの調整額というところに着目して、あまり増えすぎないようにしてきたということでございます。平成30年度も含めて、これがあ

まり上がらないようにということで、これは申請者のほうでご配慮いただいたところと
思いますけれども、確かにその後さらにどうなるのかということで言うと、全体として
は上昇傾向があるということは事実だと思います。

それでいてどうするのかということは、場合によっては、考えなくてはいけないかも
しれないんですけども、とりあえずは引き続きなるべくコスト削減の努力をしていた
だくということをまずはやっていただいて、その上で、これではどうにもならない部分
がある、特に競争阻害的になる部分が多いと困るわけですけども、そういうことがあ
るおそれがあるとなれば、そのときにまた考えなければいけないかなとは思ってござい
ます。

○山下委員 ありがとうございます。

○辻部会長 今の点で、専用線の場合、これATMを例に挙げられましたけれども、ほ
かの交通信号等々ですね。これはレガシーから光へのマイグレーションの中で、今ネッ
クになっています。これは将来的にはこの専用線をも光を通して、今のメタルをそちら
に回していくということになっています。今まで交通信号やATMが、光ができないも
ので、なかなかマイグレーションができないという説明を受けて来ました。これは技術
的にはレガシーの専用線も、今言った光を使う方が安くなってきますから、そうしま
すとレガシーの料金が上がっていくけれども、技術的に光が使えるようになって安くな
れば、マイグレーションが進むということになりますね。

このようにレガシーの接続料金が上昇していくのは、ある意味でユーザーにとってよ
くないが、マイグレーションを進めるという意味では良いことになります。こういう言
い方はおかしいですが、マイグレの推進要因になります。今はその2つが兼ね合いにな
りますが。

○藤野料金サービス課長 あと、すみません。私、今、ご回答したときに、専用線の代
替というのを申し上げるのを忘れていましたけれども、光の専用線、今、辻先生がおっ
しゃいましたが、あとデータ伝送、かなり信頼度が高いサービスをかなり出してきてお
りますので、そういったところで拾えるものは拾っていただくということかなと
いうふうに思っておりますけれども、いずれにしましても、費用削減に取り組んでい
ただくことと、信頼性の高いそういったサービスの開発に取り組んでいただくしかない
と思っております。

○辻部会長 それでは、三友委員。

○三友委員　　今ご指摘いただいたことと関連しているのですけれども、若干感想じみたことを申し上げます。今回、ドライカップがかなり上がりましたが、一方加入光ファイバに関する接続料に関しては、急速に落ちていっているわけでありまして、いずれは光のほうが安くなる可能性がでてきたのかなというふうにも思っています。

そういう意味では、先ほど部会長がおっしゃったように、次の技術に移っていく1つのステージにあるのではないかと思います。接続料の問題だけではなく、これはユニバなどにもかなり関係してきますので、今回の接続料という枠組みの中だけでとどまらずに、ほかに影響してくるものがあると思います。そういった変化への対策、準備も考えなければいけないと感じました。

以上です。

○辻部会長　　ありがとうございました。

○藤野料金サービス課長　　基本的な流れとしては、確かにメタルから光ファイバ、というふうな傾向にあるんだと思います。ただ、当分の間、メタル回線も使われていくだろうというのも事実でございますので、光ファイバの接続料も含めたコストというのが、より低廉になって、使われやすくなっていくということも非常に重要だと思いますけれども、メタルについても競争阻害的なものにならないようにということで、こちらも注視して行って、あわせて使い勝手のいい通信基盤というのが、皆様に提供されていくような環境というのを見ていくしかないかなと思っておりますが、いずれにしましても、光ファイバについても、これが十分今低廉なのかというと、多分そう思っていない方が非常に多いんだと思うんです。ですので、光についても、一層のコスト削減を含めて、あるいは、どういうふうに効率的に使うのがいいのかということもあわせてそれも検証していきたいと思っております。

○辻部会長　　そのほか、何かございませんでしょうか。

1点、18ページの、新しいNGNに関わる接続料の概要ということで、説明されておりますけれども、赤線で囲まれたところが新設された接続料ということですが、それを手続というか、計算されていかれますと、結果としてそれが23ページのところで接続料が月額と、それからビット単位、この2つが挙げられています。これの相場感と言うのはどうですか。初めて設定されたものですから。他の料金等ですと、上がっていつているとか、下がっていつているということで、その評価ができますが、新設ですので、これの値ごろ感というのが少しわかりません。接続業者の方に有利になっているのか、

あるいはそれになっていないのか等々で何か印象か、あるいは事業者の方の意見を聞かれておられたら、ご紹介願えますでしょうか。

○藤野料金サービス課長　こちらの接続料だけだと高いかという、高くないという見方もあるかもしれませんが、先ほど申しあげましたように、これだけでNGNが使えるわけじゃないので、県間伝送路のところはどうかと。特にゲートウェイルータで接続する形態というのが、東京、大阪とかに集約されるということになると、かなりの部分で県間伝送路に依存するところは増えてくるんだと思うんです。その費用負担がどうか。それから、ゲートウェイルータのところは、網改造料扱いとなっていますけれども、その考え方やあるいは水準がどうかということにも、かなり関わってきますので、なかなかこれだけで判断できないところはあるのかなと思います。

ですので、そのNGNも含めた接続ルール全般について、意見募集を行っておりますけれども、いろいろご議論いただきながら、さらにこのルールのあり方も含めて議論をしていかないといけないと思っております。

○辻部会長　今のご説明にありました考慮されていないという、県間接続とか網改造料ですか。18ページの図ですと、今おっしゃられたのは、右側の2つの中継局接続事業者、IGS接続事業者と並んでいるのが、今までどおりでいっているもので、それと一致しているのですか。それと違いますか。

○藤野料金サービス課長　これは、この18ページの図は、指定設備のところの特化した説明の図になっているので、トータルで見ると、見やすいかどうかわかりませんが、55ページの図をご覧いただければと思うんですが、今のこの優先パケット識別機能や優先パケットルーティング伝送機能を使った接続で言うと、一番下のほうの電話の絵が書いてありますけれども、右の下のほうです、そこから収容ルータに入って、県内伝送路から中継ルータのほうに上がってきます。そこからさらに上の中継ルータに行ったり、直接斜め右に行ったりするんですけども、中継ルータに行った場合も斜め右に行って、一番右端のゲートウェイルータのほうへ行くと。そうするとここの灰色のところです。県間伝送路とかを必ず通らなくてはいけなくなっていると。したがって、この費用負担も当然必要になる。

それから、東京、大阪のこのゲートウェイルータというところで、やはりこの分の費用負担があるということになるので、今申しあげたような2つの機能の接続料以外にこういうところを負担して、ネットワーク接続ができるわけですね。そのところがかな

りかかってくる部分があるということです。

○辻部会長　そのところをどのように負担していくのかは、今後事業者間の協議検討されていくことになっていくわけですね。

○藤野料金サービス課長　そうですね。あと、電話網移行円滑化委員会でもご議論いただいていますけれども、この県間伝送路についても、ある程度適正な接続料が担保されるようなルールというの必要なんじゃないかということで、ご議論いただいていますので、このあり方についても考えようと思っています。

○辻部会長　ありがとうございました。

○山下委員　すみません。何回も発言して申しわけない。

今の23ページのことなんですけれども、これ、今回初めてこのような料金が出されたかなと思うんですけれども、表記のされ方が、ちょっとなじみが薄いような気がするんです。例えば1Mbit単位のところは、0.0何とかかんとかになっていて、例えば100Mbit単位にしたら3.5円になってちょっと見やすいかなと。例えば、それから、その下の、さらに優先パケットの接続料原価は自分で計算すると、9万6,393円なんじゃないかなと思うんですけれども、それはなかなかなぜ100万円という単位をつけなければならないのかということですね。

それから、ほかのところは3桁なのにどうしてここは5桁、6桁になっているのかと。とか、需要のMbitのところなんかは、12桁というんですか。だからこれは必要ならばそれでいいですけれども、0.とか0.何百万円というのが、ちょっとなじみが薄いかなという、率直な感想なんです。

○藤野料金サービス課長　ここですね。実際の接続約款に表記されている料金というのは、この形なんです、電話に使われたりするわけなので、電話の料金の支払い方に近い形にできないかということで、23ページの上の表で言うと、0.035688の下の数字は、同じものを換算して、3分間音声通話したらこれぐらい払うことになるという料金なんです。

したがって、現在、3分の電話が8円ぐらいですけれども、これのベースで言うと、1.28円を、この優先パケットルーティング伝送機能に払いますということなんです。3分8円との比較で言うと、この1.28円あるいは、上の優先パケット識別機能は月額ですので、2.01円というのは非常に安いんです。ただし、これぐらいで済んだら非常に安いんですけれども、これ以外にまたかかるコストがあるというのは先ほど

申し上げたとおりです。これでNGNがいくらで使えますかという全体像を示したことにはならないんですけども、今回設定されたものを3分間で通話を行うベースで言うと、こういう1.28円とか1.36円になりますということです。

これを、事業者間では、もう少しどれぐらい使ったかにも比例するような形で料金の精算をしたいということがあるので、3分間の料金というよりは、Mbit単位とかで、細かい単位になっており、こういうわかりにくい表記になっている、ということでございます。

○山下委員　すみませんでした。ありがとうございます。

○辻部会長　いえいえ。確かに桁が多いと、実際の金額わからないもので、おっしゃるとおりです。

ほか何かございませんでしょうか。大谷委員。

○大谷委員　今の23ページのところで、せっかくなので、教えていただきたいと思えます。接続料原価と需要のところで、需要予測値を出していただいていると思うのですが、優先パケット識別機能については、NTTのほうでは、フレッツ光ネクストプライオというのが既にあるサービスで、それに新規参入の事業者の分を加えて、4,003回線とかそのぐらいということですね。あまり数は多くありませんが、むしろこれから新規参入の事業者も含めて増やしていただけるサービスとして認識しておりますので、感想としては伝送機能の1Mbit単位で、小さな金額、単位を明示することによって、取扱量の少ない事業者でも、より新しいサービスに算入していただく環境を、接続料という形で用意していただいたものと評価しております。この契約数は、1年後ぐらいを見ていきますと、どういう比率になっていくのか。つまり現在のプライオの回線数など、情報としてお持ちでしたら教えていただきたいと思えます。

○辻部会長　これ、プライオだけでしょう。

○大谷委員　プライオだけですか。実績値が最終的には出てくると思うんですが、4,003は、まだプライオだけの数字ですか。

○藤野料金サービス課長　すみません。回線数は、NTT東日本・西日本の数字は手元にはないんですけども、あまり多くないというふうに聞いていまして。

○大谷委員　そうですか。

○藤野料金サービス課長　ソフトバンクの需要予測が入ってきていると。東日本のほうでは特に。

- 大谷委員　　そうですか。この4,003の中には、ソフトバンクも入れていただいているわけですね。
- 藤野料金サービス課長　　そうですね。
- 大谷委員　　見込値ということで、記入いただいていると。
- 藤野料金サービス課長　　ですので、実績がこのとおりでない可能性がかなりあるので、後でまた精算するというふうになっております。
- 大谷委員　　4,003も難しい感じ。
- 藤野料金サービス課長　　難しいかどうかわからないですけども、もっと多くなるかもしれないですが。それは、現段階では分かりません。すみません。
- 大谷委員　　そうですか。わかりました。はい。ありがとうございます。そういう意味でも、長年交渉していただいて、実現したアンバンドルの機能ですので、このサービスをできるだけ、利用者の方に認知していただいて、そのメリットなどを広く利用者で享受できるような形になるようにと希望しております。

以上です。

- 辻部会長　　ありがとうございました。いいご意見をいただきました。

ほかにごございませんでしょうか。

では、それでは、本件につきましては、当審議会の議事規則第4条第1項の規定に従いまして、諮問された内容を、本日の部会長会見で報道発表するほか、インターネット等に掲載するなど、公告し、広く意見の募集を行うことといたします。

意見招請は、2回実施することといたします。1回目の意見招請期間は2月28日火曜日までといたします。その後2回目の意見招請を行ってから、接続委員会において、調査・検討をいただいた上で、最終的に当部会として答申をまとめることにしたいと思います。いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

- 辻部会長　　ありがとうございました。

それでは、その旨決定することといたします。

以上で、本日の審議は終了いたしました。委員の皆様から何か特段ご発言はございませんでしょうか。

それでは、事務局から何かございましたら、お願いいたします。

- 東情報流通行政局総務課課長補佐　　事務局から、ご連絡させていただきます。

次回の電気通信事業部会ですが、当初予定しておりました3月31日午後の開催をなくしまして、かわりに年度明けて4月14日金曜日の午前の開催を予定しております。詳細につきましては、また別途事務局からご連絡させていただきますので、どうかよろしくお願いたします。

以上です。

○辻部会長　　どうもありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、閉会といたします。どうもありがとうございました。

閉　　会